

令和4年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）

市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）を対象とした令和4年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、広く住民の意見を求めるためパブリックコメントを実施し、その結果についてお知らせします。

1 意見募集の方法

- （1）募集期間：令和4年2月10日（木）から3月4日（金）まで
- （2）応募方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子メール又は鳥取市公式ウェブサイト
- （3）閲覧場所：本市公式ホームページでダウンロードできるほか、本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合案内、各総合支所の窓口、鳥取市保健所及び鳥取県東部圏域各町役場窓口

2 応募結果

意見総数：3件（1名及び1団体）

3 主な意見の要旨と意見に対する市の考え方

第3 監視指導の内容		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	HACCPの講習会等を受講したが、もっと具体的に現場での指導をしてほしい。	許可に係る現地調査等の事業者への立入時に各施設に応じた具体的なHACCP手法の指導をしており、随時、個別のご相談も受け付けているところです。 今後も機会をとらえて具体的な取り組みを指導することとします。
2	令和4年4月からすべての加工食品に原料原産地表示が義務化される。産地偽装が散見される状況があり、食品等事業者に対し衛生管理と併せ、食品表示法に関する監視指導を強化してほしい。	定期的な表示相談会の開催や販売店の巡回により、適正な食品表示を指導しているところです。また、違反表示に対しては、事業者へ改善と再発防止を指導しています。 今後も適正な食品表示を継続して指導していくこととしています。
第5 情報提供及び意見交換に関する事項		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	コロナ禍においては、集合型の講習会が困難になると考えられます。オンライン等によりウィズコロナ社会に適応したリスクコミュニケーションの充実強化も計画に盛り込んでいただきたい。	コロナ禍において、密を回避するため個別対応による指導機会を増加させているところです。令和3年度は、個々の事業者のニーズにあった対応ができるよう表示個別相談会を開催しました。 今後もこれらの取り組みとあわせて、ホームページ等のネットツールを活用した情報提供を強化していく予定としています。